

宮城県監査委員告示第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第 12 項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成 29 年 4 月 18 日

宮城県監査委員	齋	藤	正	美
宮城県監査委員	坂	下		賢
宮城県監査委員	石	森	建	二
宮城県監査委員	成	田	由	加里

記

- 1 監査委員の報告日
平成29年 2 月17日
- 2 通知のあった日
平成29年 3 月23日
- 3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1)大河原県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

- ・平成27年度収入未済額
現年度分 100,765,912円
過年度分 269,926,125円
合 計 370,692,037円
- ・平成26年度収入未済額
現年度分 92,268,761円
過年度分 315,182,207円
合 計 407,450,968円

ロ 措置の内容

「県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「平成28年度大河原県税事務所運営方針」に基づき、収入未済額の縮減と県税収入の確保に努めた。

個人県民税については、共同催告や特別徴収未実施事業所への共同勧奨を市町と連携して実施した。また、特別徴収による滞納を中心に地方税法第48条による直接徴収を実施したほか、県税還付金の差押支援や市町職員の滞納整理技法向上を図るための研修会開催など市町を積極的に支援する事業を実施した。

個人県民税以外については、早期の折衝・催告により滞納の未然防止に努めるとともに、早期の財産調査により滞納事案に応じた自動車差押や預貯金・給与などの債権差押を積極的に実施した。また、高額・長期滞納事案については、事案検討会の処理方

針に基づき捜索・差押を実施したほか、資力のない滞納者については、納税の猶予や滞納処分執行停止を行うなど適切な債権管理に努めた。

(2) 塩釜県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

- ・平成27年度収入未済額
 - 現年度分 97,459,706円
 - 過年度分 197,473,187円
 - 合 計 294,932,893円
- ・平成26年度収入未済額
 - 現年度分 123,076,889円
 - 過年度分 193,113,962円
 - 合 計 316,190,851円

ロ 措置の内容

「県税滞納額縮減対策3か年計画」, 「平成28年度県税事務運営」及び「県税事務運営に関する基本方針について」に基づき、収入未済額の縮減に取り組んだ。

平成28年12月末現在において、個人県民税については県と市町の連名による共同催告書(378件)を発送したほか、市町職員を対象とした研修会(オンライン登記研修)の開催や県税還付金差押え支援など市町の滞納額縮減対策への支援を行った。

また、個人県民税以外の税目については、税務署、管内市町との3税協力体制を深め、徴収方法、処分時期等についてお互い連携を取りながら滞納処分に当たった。また、自動車税の納期内納付を促進するために、地域コミュニティFMを通じ納期内納付の呼びかけを行った。

さらに、財産調査を積極的に行い、財産のない者については処分停止等の措置を講じ5年時効の発生防止に努めるとともに、滞納事案検討会を開催し大口滞納者等特殊案件に対する対応方針を決定して効果的・効率的な滞納整理に当たった。

(3) 東部県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

- ・平成27年度収入未済額
 - 現年度分 122,702,346円
 - 過年度分 330,830,837円
 - 合 計 453,533,183円
- ・平成26年度収入未済額
 - 現年度分 125,106,153円
 - 過年度分 396,167,165円
 - 合 計 521,273,318円

ロ 措置の内容

収入未済額は、平成26年度決算から約6千7百万円の縮減（▲13%）が図られたものの、更なる縮減を進めるために、平成28年3月に策定した新たな「県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「平成28年度県税事務運営」に基づき、次のとおり収入未済額の縮減と税収の確保に努めた。

個人県民税については、石巻市と合同捜索を実施したほか、市町職員を対象とした研修会の開催や県税還付金の差押支援など市町支援の各種事業に積極的に取り組んだ。

個人県民税以外の税目については、預貯金、給与等の債権を中心とした財産調査を積極的に進め、これらの調査結果を活用し、効果的な催告を行い自主納付に繋げるとともに、差押等の滞納処分を実施した。さらに納税資力のない滞納者については、滞納処分執行停止等を行い、適切な債権管理に努めた。

(4) 東部県税事務所登米地域事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

- ・平成27年度収入未済額
 - 現年度分 35,796,008円
 - 過年度分 120,237,464円
 - 合 計 156,033,472円
- ・平成26年度収入未済額
 - 現年度分 42,707,069円
 - 過年度分 144,382,907円
 - 合 計 187,089,976円

ロ 措置の内容

「県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「平成28年度県税事務運営」に基づき、次のとおり収入未済額の縮減及び税収確保に努めた。

個人県民税については、東部県税事務所と協力し、今年から新たに東部管内と合同による住民税徴収対策会議を開催し、滞納額縮減目標や取組事項等について情報提供及び意見交換を行うとともに、それぞれの管内市町職員を対象とした滞納処分研修会を開催し、滞納処分技術の向上を図った。また、県税還付金差押支援の実施や宮城一斉滞納整理強化月間中においては、登米市と共同による催告書を発送するなど、登米市の徴収対策を推進する支援に取り組んだ。

個人県民税以外の税目については、滞納事案検討会を5回開催して進捗状況を確認しながら対応方針を決定し滞納整理に取り組むとともに、住民税等財産調査を早期に実施し、預貯金や給与を中心とした差押等の滞納処分を積極的に行った。また、宮城県市町村合同公売会やインターネット公売を活用して差押物件の売却を行い滞納額の縮減を図るとともに、財産調査等の結果、資力のない滞納者については、滞納処分執行停止等を行うなど適切な債権管理に努めた。

(5) 仙台保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

生活保護扶助費返還金、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金及び過誤払返納金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

○生活保護扶助費返還金

・平成27年度収入未済額

現年度分 21,845,252円

過年度分 40,865,497円

合 計 62,710,749円

・平成26年度収入未済額

現年度分 13,619,606円

過年度分 29,348,902円

合 計 42,968,508円

○母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金

・平成27年度収入未済額

現年度分 5,583,387円

過年度分 42,478,272円

合 計 48,061,659円

・平成26年度収入未済額

現年度分 6,331,290円

過年度分 42,580,317円

合 計 48,911,607円

○過誤払返納金（生活保護扶助費返還金等）

・平成27年度収入未済額

現年度分 599,161円

過年度分 1,034,936円

合 計 1,634,097円

・平成26年度収入未済額

現年度分 259,581円

過年度分 870,489円

合 計 1,130,070円

ロ 措置の内容

○生活保護扶助費返還金及び過誤払返納金（生活保護扶助費返還金等）

平成28年度に生活保護業務の業務改善を図るため所長をトップとして設置した「生活保護業務改善適正化会議」（毎月開催）に平成27年度設置の「未収債権回収検討会議」を取り込み、新たな返還金発生の未然防止の視点も加えながら、重点的に収入未済の縮減に取り組んだ。

平成28年10～12月の3ヶ月間を「未収債権回収強化月間」として、組織をあげて集中的に納入指導を実施した。

加えて、債権データを簡易かつ迅速に処理・加工できるシステムを構築し、同システムによる適時・適切な債権管理を徹底するとともに、同データを活用し、効率的かつ効果的な納入指導を実施し、収入未済縮減に努めている。

以上により、収入未済縮減に取り組んだほか、新たな未済債権の発生を防止するため、適時・適切な訪問調査活動を実施するとともに、収入申告書及び資産申告書の確実な徴収に努めているところである。

○母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金

平成27年度に引き続き、事務所内に事務所長をトップとする母子父子寡婦福祉資金対策検討会を設置し、収入未済額縮減に向けた取組方針及び行動計画等を策定し、重点的に収入未済の縮減に取り組んだ。

平成27年度に引き続き債権区分を実施し、適正な債権管理を行った。

滞納発生後は、速やかに督促や電話・訪問等による償還指導を実施するとともに、滞納の理由を把握し、償還方法の変更等により、少額でも継続的な自主納付が可能となるように指導・促進した。

・平成27年度収入未済額の処理状況

平成27年度収入未済額	48,061,659円
収入済額	5,169,871円
平成29年2月末収入未済額	42,891,788円

(6) 東部保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

賃金及び報償費において、支払遅延及び支給金額の誤りが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

○賃金について、支払遅延があったもの。

- ・件数 1件
- ・金額 84,288円

○賃金について、支給金額が誤っていたもの。

- ・件数 1件
- ・正支給額 75,759円
- ・既支給額 70,173円
- ・追給額 5,586円

○報償費について、60日以上支払遅延があったもの。

- ・件数 5件
- ・金額 58,000円

ロ 措置の内容

賃金の支払遅延については、支給調書に金融機関名称及び口座番号を記載し、複数の目によるチェックを行い再発を防止している。

賃金の支給金額誤りについては、社会保険の標準報酬の等級を誤記したことによるものであり、回議の際に等級決定通知を添付し、再発防止に努める。

報償費の支払遅延については、口座振替依頼書の提出の遅れによるものであるが、こまめな提出依頼を行い早期支出に努めている。

(7) 東部地方振興事務所登米地域事務所

イ 監査委員の報告の内容

行政財産の使用許可に係る使用料において、調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

4月1日に調定すべき電柱敷地等使用料について、翌年度の4月1日に調定したものの。

- ・件数 1件
- ・金額 6,000円

ロ 措置の内容

4月1日に調定すべき電柱敷地等使用料については、平成27年度及び平成28年度にわたり調定していないことが判明したため、平成28年9月27日に、2か年分12,000円を調定し、収納済みとなっている。

このため、「財産の交換、譲与等に関する条例(昭和39年宮城県条例第19号)」及び「使用許可基準」等、公有財産例規を再確認し、独自に年間で「調定すべき一覧表」を作成して関係書類に貼付したほか、審査にも活用する等、スキルの向上及び複数職員でのチェックを徹底する。

(8) 仙台塩釜港湾事務所

イ 監査委員の報告の内容

行政財産の使用許可に係る使用料及び雑費において、調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

○使用料（自動販売機設置）において、調定遅延があったもの。

- ・件数 4件
- ・調定金額 17,410円

○雑費（光熱水費）において、調定遅延があったもの。

- ・件数 5件
- ・調定金額 281,311円

ロ 措置の内容

担当職員の会計事務に対する認識不足が一因であったことから、歳入事務と債権管理にかかる所内研修会の開催や、内部統制システムによるチェック項目に使用許可・調定等の歳入業務を追加し、チェック体制の強化及び事業担当者との情報共有を徹底することにより、再発防止を図ることとした。